

<p>件 名</p>	<p>5陳情第12号 条例制定義務の課題を明らかにするために必要な措置を執ることを求める件</p>
<p>【趣 旨】 条例制定義務の課題を、明らかにするために必要な措置を執ることを求める。</p> <p>【原 因】 1 本件は、前会期において、審議未了廃案となった。 2 条例制定について、次の規定がある。</p> <p>【地方自治法第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。 ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】</p> <p>【理 由】 瑞穂町の例規において、地方自治法第14条2項の規定との整合性について、齟齬が無いか否かについて、確認する必要がある。</p>	

※原文のまま掲載しています。